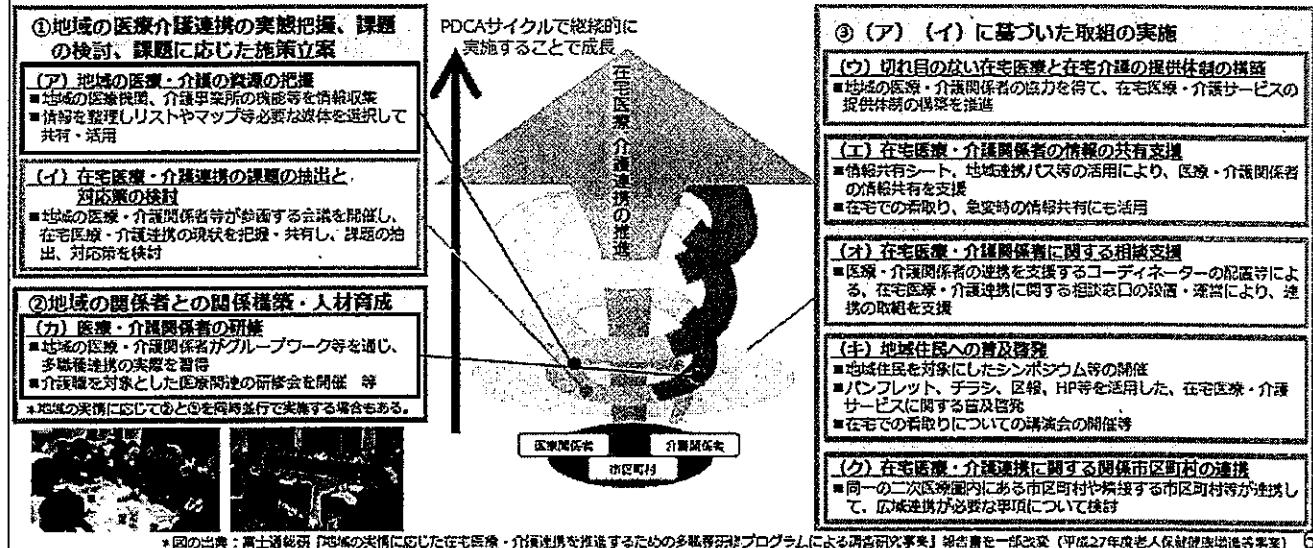


介護保険法に基づく地域支援事業の中での在宅医療・介護連携推進事業(8項目)を規定

在宅医療・介護連携推進事業

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～27年度）により一定の成果。それを踏まえ、平成26年介護保険法改正により制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、都市区医師会等関係団体と連携しつつ取り組む。
- 本事業の（ア）～（ク）の8つの事業項目すべてを、平成30年4月にはすべての市区町村が実施。
- 8つの事業項目は、都市区医師会等（地域の医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県は、市町村における事業の進捗状況等を把握し、地域の課題等を踏まえ、都道府県医師会等関係団体と緊密に連携しつつ、保健所等を活用しながら、市区町村と都市区医師会等関係団体等との協議の支援や、複数市区町村の共同実施に向けた調整等により支援。
- 国は、事業実施関連の資料や手引き、事例集の整備、セミナーの開催等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

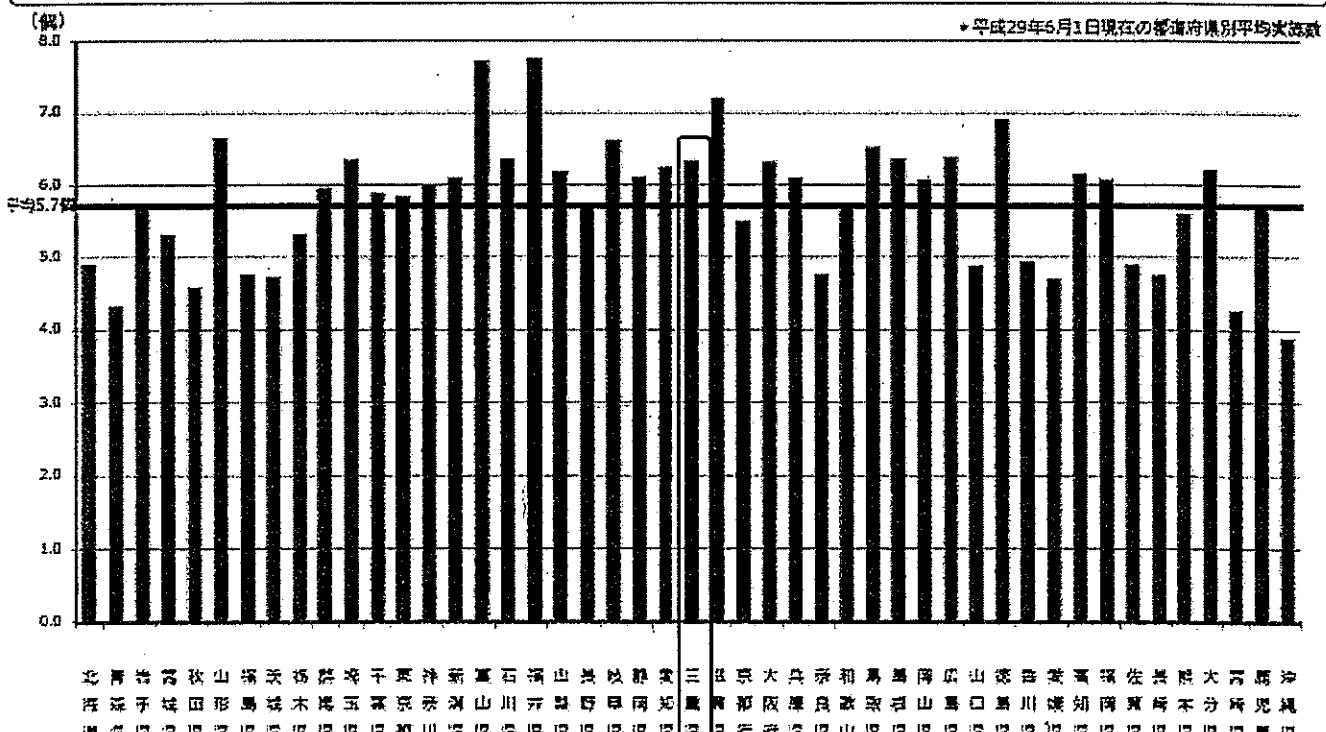
事業項目と事業の進め方のイメージ



*国の出典：高士通総研「地域の実情に応じた在宅医療・介護連携を推進するための多職種連携プログラムによる調査研究事業」報告書を一部改変（平成27年度老人保健健康政策等事業）6

在宅医療・介護連携推進事業の都道府県別平均実施数 (8事業項目の実施数)

- 平均取組個数は4.2個から5.7個となり、全都道府県で増加している。



三重県在宅医療推進懇話会にて 在宅医療フレームワークを策定

在宅医療フレームワーク

…在宅医療体制の整備に際し、
概ね必要と考えられる構成要素
を基にした一定の枠組み

提 示

＜構成要素＞

- A 相談窓口の設置
- B 地域協議会の設置
- C チーム体制の整備
- D 人材育成
- E 症例支援マニュアル
の作成
- F 緊急時における
体制の整備
- G レンタバイト体制の確保
- H 家族同士のつながりの
構築

各市町での取組状況を把握しながら、
在宅医療体制の整備を支援

在宅医療・介護連携の推進（三重県の取組）

在宅医療・介護連携推進事業

（介護保険法により規定）

資源の把握、課題の抽出と対応策の検討、切れ目
のない在宅医療提供体制 情報共有体制、相談支
援体制などの8つの取組

→平成30年度から全市町で実施

市町を支援

在宅医療フレームワーク

（在宅医療推進懇話会にて策定）

在宅医療体制の整備に際し概ね必要と考えられ
る構成要素を基にした一定の枠組みを提示
（定性的・定量的指標）

→さらなる取組の推進に活用

- 「在宅医療・介護連携推進のための地域別広域調整会議」（各地域で開催）
- 市町ヒアリング（全29市町に対して実施）

各市町の取組状況の把握

対応策の検討

先進的な取組事例の共有

明らかになった課題

- ①ノウハウ不足 ②資源不足 ③連携不十分

県の取組の方向性

近隣
市町

連携

市町



都市
医師会等

連携

広域調整会議、研修会の開催等により、関係機関が集まる協議の場を設定し、
市町と医師会、近隣市町が連携し、在宅医療・介護連携事業を推進できるよう支
援。

在宅医療フレームワーク

市町名	人口(人) ※1	基本情報			定性的指標							
		20歳未満 人口 (人)	高齢者 人口 (人)	後期高齢 者人口 (人)	介護度4 以上(人) ※2	A 相談窓口 の設置	B 地域防災 体制の整備	C チーム体制 の整備	D 人材の育 成	E 症例支援 マニュアル の作成	F 緊急時対応 体制の整備	G レスパイト 体制の確 保
1 桑名市	140,432	26,489	35,274	16,562	1,225	O	O	△	O	O	O	O
2 いなべ市	45,693	8,142	11,814	5,830	509	O	O	△	O	O	△	O
3 木曽岬町	6,338	964	1,996	914	59	△	O	△	O	△	△	O
4 東員町	25,291	4,564	7,236	2,878	210	△	O	△	O	△	△	O
桑名区域	217,754	40,159	56,320	26,184	2,003							
5 四日市市	310,674	56,104	77,036	36,315	2,383	O	O	O	O	O	O	O
6 猿野町	40,398	8,023	10,357	5,040	348	O	O	△	O	O	O	O
7 新日町	10,700	2,695	2,041	1,034	80	O	O	△	O	△	O	△
8 川越町	14,794	3,080	2,773	1,348	89	O	O	△	O	△	O	O
三河区域	376,566	69,902	92,207	43,737	2,900							
9 錦鹿市	196,373	36,906	46,683	21,003	1,269	△	O	O	O	O	O	O
10 丸山市	50,077	9,291	12,677	6,176	0	O	O	O	O	O	O	O
鈴鹿区域	246,450	46,197	59,360	27,179	2,169							
11 津市	278,674	48,773	78,779	40,269	3,899	O	O	△	O	△	O	O
津区域	278,674	48,773	78,779	40,269	3,899							
12 名張市	78,232	13,638	22,847	9,945	944	O	O	△	O	O	O	O
13 伊賀市	88,741	14,809	28,941	15,449	1,327	O	O	△	O	△	O	O
伊賀区域	167,973	28,447	51,788	25,394	2,271							
14 松阪市	162,835	28,890	46,455	23,730	2,362	△	O	△	O	△	O	O
15 多気町	14,756	2,524	4,686	2,609	252	△	△	△	△	△	O	O
16 明和町	22,577	4,111	6,630	3,443	318	△	△	△	○	○	O	O
17 大台町	9,416	1,463	3,805	2,173	225	△	O	△	O	○	O	O
18 大紀町	8,710	1,073	4,060	2,413	205	△	△	△	O	△	O	O
松阪区域	218,294	38,061	65,636	34,368	3,362							
19 伊勢市	126,909	21,792	37,977	19,620	1,831	O	O	△	O	O	O	O
20 鳥羽市	19,106	2,863	6,870	3,764	352	O	O	△	O	△	O	O
21 志摩市	49,553	6,931	18,812	10,162	946	O	O	△	O	△	O	O
22 玉城町	15,442	3,099	4,091	2,103	163	O	O	△	O	○	O	O
23 度会町	8,197	1,383	2,680	1,433	122	O	O	△	O	△	O	O
24 南伊勢町	12,432	1,241	6,249	3,730	322	O	O	△	O	○	O	O
伊勢志摩区域	231,639	37,309	76,679	40,812	3,736							
25 尾鷲市	17,610	2,337	7,337	3,938	725	△	O	△	O	△	O	O
26 紀北町	15,921	2,085	6,896	3,892		△	O	△	O	△	O	O
27 熊野市	17,038	2,352	7,202	4,055		△	O	△	O	△	O	O
28 御浜町	8,624	1,430	3,283	1,837	801	△	O	△	O	△	O	O
29 紀宝町	11,068	1,877	3,844	1,991	△	O	△	○	O	△	O	O
東紀州区域	70,261	10,081	28,562	15,713	1,526							
三重県	1,807,611	318,929	509,331	253,656	21,866	16	26	3	29	11	14	29
												27

○:実施済み

△:取組み中又は具体的な予定有
※1 平成28年三重県の人口動態統計 (平成28年10月1日時点)
※2 三重県長寿介護課調べ (平成29年11月)

○フレームワーク各項目の進捗状況(29市町)

<平成29年12月>

項目	対応済み		対応中		未対応		対応済み 又は対応中	
	市町数	割合	市町数	割合	市町数	割合	市町数	割合
A 相談窓口の設置	16	55.2%	13	44.8%	0	0.0%	29	100.0%
B 地域協議体の設置	26	89.7%	3	10.3%	0	0.0%	29	100.0%
C チーム体制の整備	3	10.3%	26	89.7%	0	0.0%	29	100.0%
D 人材の育成	29	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	29	100.0%
E 症例支援マニュアルの作成※1	11	37.9%	18	62.1%	0	0.0%	29	100.0%
F 緊急時対応にかかる体制の整備 ※2	14	48.3%	5	17.2%	10	34.5%	19	65.5%
G レスパイト体制の確保※3	29	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	29	100.0%
H 家族同士のつながりの構築	27	93.1%	1	3.4%	1	3.4%	28	96.6%

※1 認知症、がん、脳卒中のいずれかについて、作成している場合は対応済みとしている。

※2 医療レスパイトも含めて確認を行った。

※3 レスパイト体制については、緊急ショートステイ等の福祉レスパイトについて確認を行った。

<平成28年10月>

項目	対応済み		対応中		未対応		対応済み 又は対応中	
	市町数	割合	市町数	割合	市町数	割合	市町数	割合
A 相談窓口の設置	7	24.1%	21	72.4%	1	3.4%	28	96.6%
B 地域協議体の設置	23	79.3%	5	17.2%	1	3.4%	28	96.6%
C チーム体制の整備	3	10.3%	26	89.7%	0	0.0%	29	100.0%
D 人材の育成	25	86.2%	3	10.3%	1	3.4%	28	96.6%
E 症例支援マニュアルの作成※1	8	27.6%	21	72.4%	0	0.0%	29	100.0%
F 緊急時対応にかかる体制の整備 ※2	13	44.8%	4	13.8%	12	41.4%	17	58.6%
G レスパイト体制の確保※3	29	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	29	100.0%
H 家族同士のつながりの構築	27	93.1%	0	0.0%	2	6.9%	27	93.1%

<差引>

項目	対応済み		対応中		未対応		対応済み 又は対応中	
	市町数		市町数		市町数		市町数	
A 相談窓口の設置	9		△ 8		△ 1		1	
B 地域協議体の設置	3		△ 2		△ 1		1	
C チーム体制の整備	0		0		0		0	
D 人材の育成	4		△ 3		△ 1		1	
E 症例支援マニュアルの作成※1	3		△ 3		0		0	
F 緊急時対応にかかる体制の整備 ※2	1		1		△ 2		2	
G レスパイト体制の確保※3	0		0		0		0	
H 家族同士のつながりの構築	0		1		△ 1		1	

1-③ 病院と介護の複合的ニーズに対する介護床面積要件

1-② 病院と介護の複合的ニーズに対する介護床面積要件

- 現行の「療養機能強化型」と「転換老健」に相当する2つの類型を設ける。
- 床面積要件や、併設の場合の人員基準の緩和、転換した場合の加算など、各種の転換支援・促進策を設ける。

介護医療院

- 介護医療院については、介護療養病床（療養機能強化型）相当のサービス（I型）と、老人保健施設相当以上の人員基準の緩和、併設の場合のサービス（II型）の2つのサービスが提供されるよう、人員・設備・設備・運営基準等については以下のとおりとする。

介護医療院の人員配置

ア サービス提供単位	介護医療院の人員配置		
	指定基準	類型(I)	類型(II)
イ 人員配置	48:1 (施設で3以上)	100:1	—
	医師	48:1 (施設で3以上)	—
	看護師	150:1	300:1
ウ 設備	看護職員	6:1	6:1 うち看護師 2割以上
エ 運営	介護職員 リハビ専門職 専用人員	5:1	6:1 PT/OT/ST:適当数
	栄養士	定員100以上で1以上	—
	介護支援専門員	100:1 (1名以上)	—
	放射線技師	適当数	—
	他の従業者	適当数	—

介護医療院の施設設備

ア 基準の緩和等	介護医療院の施設設備		
	指定基準	類型(II)	類型(I)
イ 転換後の加算	診察室	医師が診療を行なうのに適切なもの	—
	薬膳室	定員4名以下、床面積8.0m ² /人以上 ※軒高の場合は、木造構造修まで6.4m ² /人以上で可	—
	機能訓練室	40m ² 以上	—
	談話室	談話を楽しめる広さ	—
	食堂	入所定員1人あたり1m ² 以上	—
	浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したものの レクエーションルーム	十分な広さ
		その他医療設備	処置室、巡回室、検査室、工ックス線装置、調剤所
		他設備	洗面所、便所、サービスステーション、調理室、浴室又は 洗濯場、汚物処理室

ア 基準の緩和等	介護療養型医療施設等から介護医療院への転換について		
	類型(II)	類型(I)	類型(III)
イ 転換後の加算	介護療養型医療施設又は医療療養病床から介護医療院への転換する場合について、療養室の床面積や廊下幅等の基準緩和等、現行の介護療養型医療施設又は医療療養病床が転換するにあたり配慮が必要な事項については、基準の緩和等を行う。	介護療養型医療施設又は医療療養病床から介護医療院への転換後、転換前後ににおけるサービスの変更内容を利用者及びその家族や地域住民等に丁寧に説明する等の取組みについて、最初に転換した時期を起算日として、1年間に限り算定可能な加算を創設する。ただし、当該加算については平成33年3月末までの期限を設ける。	—

三重

地域医療構想区域別高齢者居住施設等の整備状況

療養病床		施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	定員	入所率
医療療養病床	施設数、病床数はH30.1現在	63	20:1	197	施設	9,980	人	96.7 % ②
介護療養病床	施設数、病床数はH30.1現在	12	施設	441	床	12	施設	441 床
介護療養病床	施設数、病床数はH30.1現在	182	施設	5,106	人	182	施設	5,106 人
介護老人ホーム(ア・B型)	施設数、定員はH29.10現在	31	施設	1,275	人	31	施設	1,275 人
介護老人ホーム(A・B型)	施設数、定員はH29.10現在	5	施設	250	人	5	施設	250 人
介護老人ホーム(ア・B型)	施設数、定員はH29.10現在	21	施設	1,300	人	21	施設	1,300 人
介護老人ホーム(ア・B型)	施設数、定員はH29.10現在	191	施設	2,462	人	191	施設	2,462 人
介護老人保健施設	施設数、定員はH29.10現在	76	施設	6,767	人	76	施設	6,767 人
特別養護老人ホーム	施設数、定員はH29.10現在	1	施設	1	床	1	施設	1 床
介護老人ホーム	施設数、定員はH29.10現在	1	施設	1	床	1	施設	1 床
サービス付高齢者向け住宅	施設数、定員はH29.10現在	181	施設	5,352 戸		181	施設	5,352 戸
合計		884	施設	32,492				

①療養病床に関するアンケート(回答率92.4%)

卷之三

③長寿介護課定期報告(H29.10)
④長寿介護課定期報告(H29.7)

伊勢志摩区域

地域医療構想区域別高齢者居住系施設等の整備状況

施設数	病床数	施設	介護施設等	施設数	定員	入所率
8	465 246 65	施設 20:1 25:1	療養病床 医療療養病床 施設数、病床数はH30.1現在	33 施設 特別養護老人ホーム 施設数、定員はH29.10現在	1,790 人	99.1 % ②
0	0 床	施設 0	介護療養病床 施設数、病床数はH30.1現在	11 施設 介護老人保健施設 施設数、定員はH29.10現在	930 人	108.9 % ②
0	0 床	施設 0	介護療養病床 施設数、病床数はH30.1現在	24 施設 認知症高齢者グループホーム 施設数、定員はH29.10現在	322 人	99.4 % ②
0	0 床	施設 0	介護療養病床 施設数、病床数はH30.1現在	3 施設 養護老人ホーム 施設数、定員はH29.10現在	230 人	90.9 % ③
0	0 床	施設 0	介護療養病床 施設数、病床数はH30.1現在	0 施設 軽費老人ホーム(A・B型) 施設数、定員はH29.10現在	0 人	0.0 % ③
0	0 床	施設 0	介護療養病床 施設数、病床数はH30.1現在	2 施設 ケアハウス 施設数、定員はH29.10現在	100 人	99.0 % ③
33	0 床	施設 33	介護老人ホーム 施設数、定員はH29.10現在	3 施設 有料老人ホーム 施設数、定員はH29.10現在	1,129 人	88.7 % ④
35	0 床	施設 35	介護療養病床 施設数、病床数はH30.1現在	35 施設 サービス付高齢者向け住宅 施設数、定員はH29.10現在	872 戸	63.9 % ④
141	0 床	施設 141	合計	141 施設	5,373 人	

①療養病床に関するアンケート(回答率92.4%)

②厚生労働省「介護保険事業状況報告保険者別(7月サービス分)」施設サービス受給者数／定員の値。

③長寿介護課定期報告(H29.10)

④長寿介護課定期報告(H29.7)

